

京都市消費生活条例の体系

第1章 総則

- 目的（第1条）
- 定義（第2条）
- 基本理念（第3条）
- <消費者権>

①生命及び身体の安全が確保され、財産を侵害されない権利

②商品等の表示、計量、包装、広告、価格及び供給の適正化を求める権利

③不適正な取引行為により契約の締結等を強制されず、事業者に対し不適正な取引行為を行わないことを求める権利

④権利実現のため必要とされることを迅速かつ適切に知る権利

⑤権利を実現するため必要な教育を受ける権利

⑥消費生活に関する意見を消費生活施策及び事業者の事業に反映させることを求める権利

⑦権利が侵害されないよう必要な措置が講じられるとともに、権利が侵害された場合に、迅速かつ的確に救済される権利

<消費生活施策における重要な視点>

- ①食の安全の確保、環境への配慮
- ②高度情報通信社会の進展への対応
- ③食文化、始末の文化等京都固有の生活文化の尊重

第2章 消費生活基本計画（第10条）

第4章 消費生活審議会（第36条～第40条）

第5章 雑則（第41条）

第3章 消費者権の実現を図るための施策

第1節 生命及び身体の安全の確保並びに財産の保護（第11条～第13条）
危害防止勧告及び公表 など

第2節 商品等の表示、計量、包装、広告、価格及び供給の適正化（第14条～第19条）

第3節 不適正な取引行為の防止（第20条～第22条）
不適正な取引行為の防止（事業者の不適正な取引行為を禁止）
警察署等との連携 など

第4節 消費者に対する情報の提供（第23条）

第5節 消費者教育の推進（第24条）

第6節 消費生活に関する意見の反映（第25条）

第7節 消費者権の侵害の発生又はその拡大の防止及びその侵害に対する救済（第26条～第31条）
緊急時の公表
助言、あっせん等の要求
調停 など

第8節 雑則（第32条～第35条）
事業者に対する指導、勧告及び公表 など

消費者を取り巻く環境の変化に対応するため、
京都市消費者保護条例を改正しました。

京都市消費生活条例

平成17年10月1日施行

条例改正の背景

京都市では、昭和50年に京都市消費者保護条例を制定し、市民の消費生活の安定及び向上を図ってきました。

その後、わたしたちの暮らしは、近年の規制緩和や高度情報化の進展等により、豊かで便利になった反面、生活を脅かすいろいろな事件や消費者被害も増加し、その内容も複雑になる等、消費者を取り巻く環境も大きく変化しました。

これらに対応し、より充実した施策を推進するため、その拠り所である条例を全面的に改正しました。



京都市

悪質商法でお困りのときは

市民生活センター

へ御相談ください。

Tel.(075)256-0800 〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4階

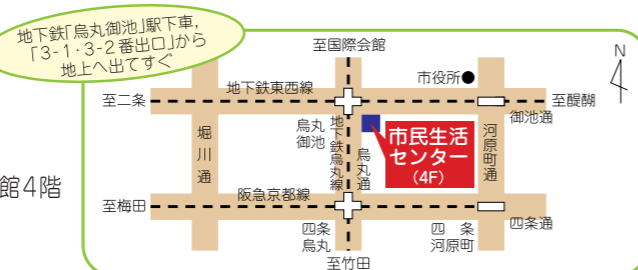
●相談時間/午前9時～正午、午後1時～午後4時

●休館日/土、日、祝日、年末年始

○週末電話相談

〔土、日（年末年始除く）の緊急の相談については、下記のとおり電話で受け付けています。

午前10時～午後4時 Tel. (075)257-9002〕



文化市民局市民生活部市民総合相談課
京都市印刷物 第164417号



100 古紙配合率100%再生紙を使用しています
PRINTED WITH SOY INK 大豆油インクを使用

1 総則（第1条～第9条）

- 目的（第1条）

消費者の消費生活における自立並びに消費生活の安心、安全、安定及び向上に寄与することを目指します。
- 基本理念（第3条）

消費者の権利を「消費者権」と表し、この権利の実現のため、消費生活施策を推進します。

＜消費者権＞

 - ① 消費生活において生命及び身体の安全が確保されるとともに、財産を侵害されない権利
 - ② 商品等の表示、計量、包装、広告、価格及び供給の適正化を求める権利
 - ③ 事業者の不適正な取引行為により契約の締結その他の行為を強制されず、事業者に対し当該不適正な取引行為を行わないことを求める権利
 - ④ ①～③までの権利を実現するため必要とされることを迅速かつ適切に知る権利
 - ⑤ ①～④までの権利を実現するため必要な教育を受ける権利
 - ⑥ 消費生活に関する意見を消費生活施策及び事業者の事業に反映させることを求める権利
 - ⑦ ①～⑥までの権利ができる限り侵害されないよう必要な措置が講じられるとともに、当該権利が侵害された場合において、迅速かつ的確に救済される権利

＜消費生活施策における重要な視点＞

 - ① 食の安全の確保、環境への配慮
 - ② 高度情報通信社会の進展への対応
 - ③ 食文化、始末の文化等京都固有の生活文化の尊重
- 本市・事業者の責務、事業者団体・消費者・消費者団体の役割（第4条～第8条）

相互の協力（第9条）

条例の目的、基本理念を踏まえ、それぞれの責務及び役割を果たすとともに、相互に、その果たす役割を理解し、協力します。

2 消費生活基本計画（第10条）

消費生活施策を総合的かつ計画的に実施するため、消費者権の実現を図るための基本的な計画を定め、公表します。

3 消費者権の実現を図るための施策

- (1) 生命及び身体の安全の確保並びに財産の保護（第11条～第13条）

危害を及ぼす商品の回収等の勧告や、これに従わない場合、その内容等を迅速に公表します。（第13条）
- (2) 商品等の表示、計量、包装、広告、価格及び供給の適正化（第14条～第19条）

商品等の表示の適正化に関する項目等を再編し、それぞれ、適正になされるよう定めています。

(3) 不適正な取引行為の防止（第20条～第22条）

「断定的判断の提供」等消費者契約法（消費者と事業者が対等に契約するためのルールを定めた法律）の要素を取り入れるとともに、近年の多様化する悪質商法に対応できるよう「消費者の特性（年齢や判断能力等）への配慮」の規定等を盛り込んでいます。

特に、信用を供与する契約（クレジット契約等）が、「不適正な取引行為」の対象となる契約に含まれることを明らかにしました。（第20条）

(4) 消費者に対する情報の提供（第23条）

市、事業者、事業者団体及び消費者団体は、食の安全や環境に配慮した商品等に関する情報はじめとした消費生活を営む上で有益な情報を、迅速かつ適切に消費者に提供します。

(5) 消費者教育の推進（第24条）

消費者の年齢その他の特性に配慮するとともに、消費生活について学習する機会の拡大を図り、消費者教育を推進します。

(6) 消費生活に関する意見の反映＜市長への申出＞（第25条）

消費生活施策が十分講じられていないため、広く消費者権が侵害された場合等に、市民は、市長に対し、適切な措置を講じることを申し出ることができます。

(7) 消費者権の侵害の発生又はその拡大の防止及びその侵害に対する救済

（第26条～第31条）

- 緊急時の公表（第26条）

消費者被害の未然・拡大防止のため、緊急の必要があると認めるときは、事業者名も含む必要事項を迅速に公表します。
- 調停（第28条）

審議会における調停対象について、製造物責任に係る案件に限っていたものを、消費者権全般に拡大しました。
- (8) 雑則（第32条～第35条）

指導、勧告、公表という段階を踏んだ手続きを明確にし、状況に応じた迅速な対応を行います。

更に、勧告を行った時点で、当該事業者が所属する事業者団体や契約関係にある他の事業者（クレジット会社を含む）等に、勧告した旨とその内容を通知します。（第34条、第35条）

4 消費生活審議会（第36条～第40条）

消費者権の侵害に対し救済を図るため、調停を行うとともに、基本計画の策定や、条例の施行に関する重要事項について意見を述べます。（第36条）